

大阪観光局の事業評価について

<これまでの評価制度>

- 大阪観光局事業の評価にあたり、「大阪観光局運営推進協議会」（府、市、大商、関経連、同友会の5者で構成。会長は知事、副会長は市長）及びその部会として、「大阪観光局評価委員会」（会長：橋爪紳也氏）を設置
- 評価委員会において、観光局の事業を評価し、運営推進協議会で決定。
- 協会（財団）は、その評価結果を踏まえ、観光局長の報酬に反映。

今後の評価制度の基本的な考え方

- 財団が責任をもって、自ら評価する。（事業面、組織統治面）
- 大阪観光局事業の運営に関するトップ会議に報告する。
- 評価結果については、オープンにする。

具体的な評価手法

- ① 昨年度（26年度）見直した評価項目を参考に適切な評価項目を設定し、自己評価する。
- ② 理事会、評議員会において承認を得る。

* 理事会、評議員会のメンバーについては、次年度（28年度）より、公益法人法の趣旨に沿って、従来の府、市、経済団体に加え、マスコミ関係者、大学教授、弁護士、公認会計士など有識者を入れて、再構成
（現・理事、評議員の任期満了（27年度）をもって入れ替え）
- ③ トップ会議に報告する。
- ④ 評価結果をオープンにする（ホームページでの公表等）

今後のスケジュール（予定）

27年度

- 7～8月） ・評価の仕組み構築、関係者合意
- 9月） ・臨時理事会、評議員会にて、新たな評価制度承認
（以後、理事会、評議員会構成メンバーの調整等）
- 1～2月） ・27年12月（第3四半期まで）の事業について中間評価
⇒ 28年度事業計画（案）、収支予算（案）に反映
- 3月） ・27年度第2回理事会、評議員会にて中間評価、評価結果オープン

28年度

- 4～5月） ・27年度事業（通年）について年間評価
- 6月） ・28年度第1回理事会、評議員会にて年間評価、評価結果オープン
・新理事、評議員メンバー承認